

当センターの長島功事務局長により、「遺伝子操作時代の権利と自由」（シェルドン・クリムスキー／ピーター・ショレット編著）の翻訳が行なわれ、昨年 11 月に緑風出版から定価 3,000 円で刊行された。

400 余頁の浩瀚な訳書である。内容は生命操作を巡る倫理・権利・環境等の問題をさまざまな角度から捉えて論じたものである。訳文は正確・流麗であり、読んでいて飽きることがない。内容の基調は、クリムスキーらが中心で組織している非営利市民団体“責任ある遺伝学協会”（The Council for Responsible Genetics:CRG）が採択した“遺伝子権利章典（GBR）”（2000 年 4 月）に在る。したがって、本書の副題は「なぜ遺伝子権利章典が必要か」と成っている。なお、章典の全文は巻末に訳出・掲載されている。

さて本書は、下記の 10 部 26 章の論考から成る。

第 1 部：生物多様性

第 1 章：遺伝学、「自然権」および生物多様性の保護

第 2 章：生物多様性を保護する権利

第 2 部：生命特許

第 3 章：生命特許と民主主義的な諸価値

第 4 章：新しい囲い込み運動

第 5 章：生命特許は技術と科学的アイデアの自由な交換を妨げる

第 3 部：遺伝子組み換え食品

第 6 章：遺伝子操作されていない食品

第 7 章：非遺伝子組み換え食品に対する権利

第 8 章：安全な食品に対する公衆の権利を確保すること

第 4 部：先住民族

第 9 章：自己決定と自己防衛の行動—生物民地主義=対=先住民族/対応—

第 10 章：世界貿易と知的財産—先住民族/遺伝子資源=対=脅威—

第 11 章：先住民族と伝統的な資源を守る権利

第 5 部：環境中の遺伝毒性物質

第 12 章：遺伝子の完全性に対する権利を擁護する

第 13 章：化学的に誘発された突然変異による人間への健康影響の解明に向けて再びゲノム学に注目する

第 14 章：「オミクス」、有毒物質と公衆の利益

第 6 部：優生学

第 15 章：生殖の自律 vs 国家の優生学的・経済的関心

第 16 章：障害者の権利から見た優生学

第 7 部：遺伝的プライバシー

- 第17章：医療制度における遺伝的プライバシー
- 第18章：個人のプライバシーに対するバイオテクノロジーの挑戦
- 第8部：遺伝子差別
  - 第19章：遺伝子差別禁止法を超えて
  - 第20章：職場での遺伝子差別を分析する
  - 第21章：障害者の権利と遺伝子差別
- 第9部：無実を証明するDNAの証拠
  - 第22章：有罪判決後にDNA鑑定を受ける権利
  - 第23章：犯罪科学上の証拠としてのDNA—独立/専門家/補助/受検/刑事人/権利—
- 第10部：出生前の遺伝子改変
  - 第24章：人間の発生が修正される危険
  - 第25章：ポスト・ヒューマンの未来における人間の権利
  - 第26章：胎児と胚の権利ですって？

上記の各章は、23名の学者・市民運動家によって、ほぼ一人一章ごと分担執筆されている。なお、本文の前部には、訳者のまえがき・日本語版への原著者のまえがき・序文・序論があり、巻末には、編者のあとがき・遺伝子章典・寄稿者名一覧・索引・訳者のあとがきがある。とにかく大層充実した構成である。加えて、編著者の原注と並列して、訳者による丁寧な訳注もあり、読者の理解を助けてくれる。

とにかく、バイオ技術批判や生命倫理確立にとって実に有益で実際的な見解が披露されており、バイオ技術暴走の現代を生きる私たちにとって、必読の書であると痛感する。興味を抱いた章毎に取り上げて読んでも決して理解困難ではない。

改めて訳者の労を多とするとともに、有益な本書を刊行された緑風出版高須社長の英断に敬服する次第である。なお、本書の編著者クリムスキー博士による「生命工学への警告」（木村利人監訳・玉野井冬彦訳、家の光協会刊、1984年）も併せて読むことをお勧めしたい。

# 遺伝子操作時代の権利と自由

長島 功

今回のシンポジウムでは、先般わたしが翻訳した『遺伝子操作時代の権利と自由』をたくさんの方々に読んでいただきたく、短く本書の内容を紹介しました。ここでは、本書の各章が基づいている「遺伝子権利章典（10条）」の各条を提示しながら、それに逐一簡単な解説を加えていきたいと思えます。

## ①すべての人は、地球の生物学的・遺伝的な多様性を保護する権利を有する。

遺伝子組み換え作物（GMO）の出現で、特に植物や昆虫の種の多様性が脅かされています。GMO は一般の植物よりも繁殖力が強く、類縁種の生物を駆逐してしまい、また伝来種と交雑してそれらを絶滅させてしまう可能性があります。また害虫抵抗性作物に組み込まれた殺虫毒素により、標的害虫以外の昆虫が死んでしまうという調査結果が明らかとなりました。わたしたちは、GMO によるこうした生物の多様性の破壊を直ちに防止しなければなりません。

## ②すべての人は、人間、動物、植物、微生物およびそれらのすべての部分を含めて、生物が特許化できない世界を持つ権利を有する。

近年 DNA の解析が進み、新しい遺伝子が発見されると、その遺伝子が発見者の特許として認められるようになりました。特許は本来発明に対して与えられるもので、科学的発見に特許は与えられるべきではありません。しかし、米国の裁判所が遺伝子の発見者に特許を与える判決を下したことがきっかけで、遺伝子だけでなくタンパク質や遺伝子組み換え種子などにも発見者・開発者に特許が与えられました。その結果、それらの遺伝子・タンパク質・種子などの使用に特許料が発生し、それらを自由に使用できなくなりました。特にこれによって伝来の農法で農民が蓄積してきた種子は、遺伝子組み換えの加工を施されて特許化されてしまい、彼らは毎年バイオ種子企業から種子を買わなければ栽培できなくなりました。このような企業による農業の支配は、最終的にはお金によるすべての生活の支配をもたらすものであり、決して許してはならないと思えます。

## ③すべての人は、遺伝子組み換えされていない食料を手に入れる権利を有する。

現在では GMO の栽培は伝来の有機農業を栽培面積で圧倒し、それらの GMO そのものが GM 食品となり、またはそれらが加工されて様々な食品が市場に出回っています。しかし、それらの GM 食品は科学的研究により長期摂取すると健康に害があり、また人によってはアレルギーを発症させることが分かっています。つまり、GM 食品は健康に有害な食品なのです。したがって、人々はこれらの GM 食品以外の食品を手にする権利を持つべきです。

**④すべての先住民族は、彼ら自身の生物資源を管理し、彼らの伝統的知識を保存し、科学上の利害関心、企業の利害関心および政府の利害関心による没収と略奪行為からこれらを保護する権利を有する。**

先進諸国やその国の企業および科学者たちは、先住民族の有する生物資源、伝統的知識などに彼ら自身にない特有の有用性を見出しました。そこで彼らは、先住民族を文明人ではなく野蛮人と勝手に考え、自分たちは先住民族のこれらの有用な資源や知識を言わば「発見した」のだとみなし、それらを先住民族からただで取ってきた、すなわち略奪したのです。しかし、先住民族は文明人と同じ人間です。当然彼らは自身の持つ生物資源（栽培する植物や彼らの血液など）や独自の伝統的知識を守る権利があります。わたしたちは、当然彼らの権利を保護する必要があります。

**⑤すべての人は、彼らと彼らの子孫の遺伝的構成を損なう可能性のある毒素、他の汚染物質または活動から保護される権利を有する。**

化学工業の発達した現代では、膨大な数の合成化学物質があります。これらの中には人の遺伝子を損傷する人体に有害な化学物質が多数あります。また放射線も長期間または多量に照射される場合には、人の遺伝子を損傷し、人体に有害に作用し、癌や他の病気を引き起こします。したがって、人はそのような有害な化学物質や放射線から保護されなければなりません。

**⑥すべての人は、強制された不妊・断種から保護される権利、または選択された胚や胎児を中絶または操作することを目的とする強制的な遺伝子スクリーニングのような優生学的手段から保護される権利を有する。**

過去には障害者は彼らの産む子どもも障害者であるとか、障害者は子どもの世話ができないとかの理由で、子どもを産めないように断種（男性の場合）または不妊（女性の場合）を強制された時代がありました。しかし、こうした行為は明らかに差別であり、決して認めてはなりません。現代ではこれと違った形での差別が存在します。それは、女性が妊娠した場合に、あらかじめ胚や胎児の遺伝子を調べて、欠陥のないか優秀な胚を選んだり、胚を遺伝子操作したり、障害のある胎児を中絶したりする行為が行われています。このような行為は、人間を生まれる前に選別するものであり、新たな差別です。これらの2つの差別行為は人間の平等の原理に反しており、禁止すべきです。

**⑦すべての人は、彼らの自発的なインフォームドコンセントなしに遺伝情報を得るために身体の試料を採取または保管されることを防ぐ権利を含む遺伝的プライバシーに対する権利を有する。**

遺伝子検査が簡単に行うことができる現代では、人は誰でも血液等の身体の一部から遺伝情報を知ることができます。遺伝情報とは、例えば、生来遺伝病であるとかまたは将来遺伝病を発症するとか、さらには癌や糖尿病を発症したり高血圧になるなどの傾向を遺伝

的に持つことを示す遺伝子の配列のことです。もちろんそれらの情報は、それを調べた専門の医師には知られますが、本来は、本人以外には知られてはならない個人の秘密情報なので、個人のプライバシーに属するものです。

**⑧すべての人は、遺伝子差別を受けない権利を有する。**

以前アメリカでは、もしある人が、その個人の遺伝情報を保険会社や就職を希望する会社などに知られて、劣性の遺伝情報があることにより保険への加入を拒否されたり、会社に採用を断られたりすることがありました。しかし、こうした行為は、遺伝子情報によって個人を差別扱いすることであり、人間の基本的平等の原理に反します。したがって、このような遺伝子差別は決して許される行為ではありません。

**⑨すべての人は、刑事手続きにおいて自らを守るために DNA 鑑定を受ける権利を有する。**

かつてはどの国でも犯罪が発生したときには、犯人を特定する技術（指紋の一致など）が低く、そのため無実の人が逮捕され有罪（死刑を含む）判決を受け、冤罪（無実の罪）を負わされる場合が多くありました。しかし、最近では DNA による個人識別が可能になり、DNA 鑑定により犯罪現場に残された犯人の体液や髪の毛から知ることのできる犯人の DNA が逮捕者の DNA と一致しているかどうかが高い確率で分ることになりました。そのおかげで、いままで確かな証拠もなく有罪を宣告された無実の人が DNA 鑑定を受けて無罪放免されてきました。したがって、今では犯罪容疑者とされた人は誰でも DNA 鑑定を受けて、無実を証明する権利があるといえます。

**⑩すべての人は、遺伝子操作されずに身ごもられ、懐胎され、生まれる権利を有する。**

すべての人は、生まれる前に遺伝子操作されない権利があります。というのは、人は誰でも自分の産む子を遺伝子操作する、つまりこれから生まれてくる人を操作する権利はないからです。

「権利章典」とは、1791年に成立したアメリカ合衆国憲法の修正条項のことで、「遺伝子権利章典」とは、これになぞらえて、「責任ある遺伝学協会（CRG）」というアメリカの市民団体が遺伝子操作時代を守るべき人間の権利として 2000年に発表したものです。これは、遺伝子操作が可能となった時代にその技術の悪用から守られるべき人間の権利をあらゆる分野にわたって定めたものです。技術の進歩が社会の現象に影響を及ぼす速さがアメリカに比べて一世代（約 30年）遅いと過去に言われた日本でも、早晩に遺伝子操作時代が到来するでしょう。その時に備えて日本でも「遺伝子権利章典」を効力のあるものになりたいと思います。

(2013年3月20日記)